



発行 新潟県

号外 1

令和4年3月7日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

206 知事指定薬物の指定(感染症対策・薬務課)

告 示

◎新潟県告示第206号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート(通称名:5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201)及びその塩類
- (2) 2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサン-1-オン(通称名:Met h o x p r o p a m i n e、MXPr)及びその塩類
- (3) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール(通称名:E t o n i t a z e p y n e、N-Py r r o l i d i n o E t o n i t a z e n e)及びその塩類
- (4) 1,2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン(通称名:α-D2PV、A-D2PV)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年3月8日